

## 地上デジタル放送簡易チューナーを無償給付します

～市民税などの条件があります～

総務省は、経済的な理由で地デジ放送視聴のための機器などをまだ購入していない世帯に、簡易チューナーの無償給付などを行っています。

1月から従来の『NHK受信料全額免除世帯』に加えて、『市民税非課税世帯』に対象を拡大しました。

### ■NHK受信料全額免除世帯

簡易チューナー1台の無償給付とアンテナ改修などの無償工事

▶対象 公的扶助を受けている世帯、障がいのある方がいる世帯で世帯全員が市民税非課税でNHK受信料が全額免除されている世帯

### ■市民税非課税世帯

簡易チューナー1台の無償給付と操作方法の電話サポート

▶対象 世帯全員が市民税非課税の世帯

### ■申込方法

市民サービスグループ備え付けまたは同センターのホームページ(<http://www.chidejishien.jp>)掲載の申込書に必要事項を記入の上、NHK受信料全額免除証明書などの必要書類を添えて、7月24日(日)までに『地デジチューナー支援実施センター』に送付してください(当日消印有効)

※4月以降の支援は、国の平成23年度の予算成立が前提です。

問い合わせ  
地デジチューナー支援実施センター  
☎0570-023-724  
市民サービスグループ  
☎☎2139

## 年金・医療

### 社会保険料(国民年金保険料) 控除証明書について

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・市町村民税の社会保険料控除の対象となります。

確定申告などで社会保険料控除の適用を受けるには、日本年金機構が発行する『社会保険料(国民年金保険料)控除証明書』または『領収書』の添付が義務付けられています。

### ◎社会保険料(国民年金保険料)控除証明書の送付時期

●平成22年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付した方↓平成22年11月上旬に日本年金機構から発送済み

●平成22年10月1日から12月31日までの間に、初めて国民年金保険料を納付した方↓2月上旬に日本年金機構から発送

※平成22年11月に送付された場合は、2月には送付されません。

▼問い合わせ 室蘭年金事務所  
(☎247104)

## 計画・税・財政

### 忘れずに納めましょう

国民健康保険税(普通徴収第9期)、介護保険料(普通徴収第8期)、後期高齢者医療保険料(普通徴収第8期)の納期限は2月28日(月)です。納入には、便利な口座振替制度もありますので、ご利用ください。

### ▼問い合わせ

国保・医療給付G (☎☎1771)、高齢・介護G (☎☎5720)、年金・長寿医療G (☎☎2137)

## 雇用・労働

### 看護職就職促進セミナーを開催します

最新の情報や知識、技術を学び、現場復帰に役立てませんか。

▼日時 2月24日(木)・25日(金) 10時～15時

▼場所 登別厚生年金病院

▼対象 未就業の正・准看護師

▼内容 24日(木)：講義『看護の動向(感染対策・リスクマネジメント・看護倫理)』、点滴ルートの確保

「▼申し込み」「▼問い合わせ」中の「G」は「グループ」の略です

不動産登記<相続・売買・贈与など>  
債務整理<毎月返済すると生活費が不足していませんか?>

—早期ご相談が解決へのみちです—

お問合せ先0143-81-2000

黒崎司法書士事務所

登別市千歳町1丁目5番地3

時代が変わっても、  
あたたかさはい変わらない。

第一滝本館

ご予約・お問合せは  
☎(0143)84-2111 <http://www.takimotokan.co.jp>  
登別市登別温泉町55番地 info@takimotokan.co.jp